

■ 軽自動車税の申告

軽自動車等を取得・譲受けなどした場合や所有者の氏名・住所を変更した場合は 15 日以内に、軽自動車等を廃車・譲渡などした場合は 30 日以内に申告手続きをしてください。

【原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの手続きに必要なもの】

※届け出をする方の公的な本人確認書類も併せてご持参ください。

申告事由		手続きに必要なもの
登録	新規登録	販売証明書
	市外から転入（廃車済）	前市区町村の廃車証明書
	市外から転入	前市区町村のナンバープレート、標識交付証明書
名義変更	市内の人から譲ってもらったとき（廃車済）	譲渡証明書、廃車証明書
	市内の人から譲ってもらったとき（ナンバー付き）	ナンバープレート、譲渡証明書、標識交付証明書
	市外の人から譲ってもらったとき	譲渡証明書及び次のいずれか ① 廃車証明書 ② 前市区町村のナンバープレート、標識交付証明書
廃車	所有者でなくなったとき	ナンバープレート
	盗難にあったとき	届出警察署名、盗難届受理番号、盗難届出日

※250cc 以下のバイクにも自賠責保険への加入が義務付けられています。保険会社、代理店、農協等で手続きをしてください。

【車種別申告場所】

車種	申告場所
原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車	うきは市役所 税務課住民税係 ☎ 0943-75-4977 又は浮羽市民課コンシェルジュ係 ☎ 0943-77-2112
軽自動車	軽自動車検査協会久留米支所 久留米市上津町中尾山 2199-45 ☎ 050-3816-1752
軽二輪 （125cc 超～250cc バイク）	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会久留米支所 久留米市上津町中尾山 2199-46 ☎ 0942-21-8893
二輪の小型自動車 （250cc 超えるバイク）	

詳しくはそれぞれの手続き先へお尋ねください。

また、軽自動車検査協会及び全国軽自動車協会連合会でのお手続きは、浮羽自家用自動車協会 電話 0943-75-3055 でもご相談を受け付けています。

■ 納税

軽自動車税は市役所から送付した納税通知書（納付書）により5月末日までに納めていただくことになっています。軽自動車税には月割制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車・名義変更等をされた場合でも、その年度分の軽自動車税は納めていただきます。

